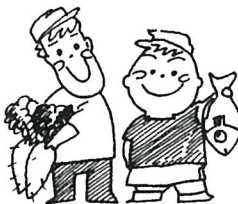


あなたの国民年金

パート1

新しい制度では、農業や自営業の人たちだけでなく、サラリーマンやその奥さんも加入の対象です。

日本国内に住む20歳以上60歳未満の人は、すべて国民年金に強制加入が原則で、加入する人は3つのグループに分けられます。

必ず加入する人	第1号被保険者 	20 歳 ↓ 60歳未満	自営業者・自由業者・農業従事者 無職の人・遺族年金受給権者 老齢(退職)年金の受給資格期間を満たしている人とその配偶者
	第2号被保険者 	就 職 時 ↓ 65歳未満	厚生年金加入者 共済組合員 船員
	第3号被保険者 	20 歳 ↓ 60歳未満	厚生年金加入者 共済組合員 船員 } の配偶者 } (扶養されている人に限る)

希望 できる 人	任意加入被保険者 	20歳～60歳未満	学生 老齢(退職)年金の受給権者
		20歳～65歳未満	海外に滞在している日本人
		60歳～65歳未満	日本に住所があるサラリーマン以外の人

保険料は… 保険料は20歳から60歳までの40年間納めることになっています。老齢基礎年金を受けるためには、この間に最底25年以上の保険料を納める必要があります。

定額保険料 63年4月から 1ヵ月 7,700円

付加保険料 (第1号被保険者で希望する人) 1ヵ月 400円

1年分を4月30日までに前納すると、定額保険料で2,130円割引になります。

免除制度

生活が苦しくて保険料を納めるのが困難な人は、保険料免除の申請をしてください。申請が認められた人は、その期間保険料を納めなくても年金を受ける権利は保障されます。免除期間にかかる年金額は減ります。また、免除を受けた期間については、将来生活力が回復したときに、10年前までさかのぼって保険料を追納することができます。

免除の申請は、納付書と印かんを持って役場年金係へおいでください。

国民年金のお問い合わせは、役場年金係 ☎84-1211へ

“ゆとりある 明日への暮らしに国民年金”

今回は老齢基礎年金についてお知らせします。

六月からデイ・サービスを開始

デイ・サービスというのは、朝・夕・デイ・サービスセンターのバスで送迎し、健康チェック・入浴・リハビリ・作業療法・クラブ活動・レクリエーションなどのサービスを行うことをいいます。(家族の付添い

はいりません)

デイ・サービスセンターは、八日市場市の特別養護老人ホーム松丘園に併設されており、町が社会福祉法人九十九里ホームに委託して運営されます。

この事業は、おおむね六十五歳以上の方で身体が虚弱、ねたきり、痴呆のため日常生活を営むのに支障がある方を対象に行なわれるもので、在宅の方がデイ・サービスセンターへ通所して各種のサービスを受けることにより、お年寄り自身の生活の

活性化や、心身機能の維持向上を図るとともに家族の方の身体的、精神的負担を軽くすることを目的として行なわれるものです。

在宅重度身体障害者短期保護事業四月から開始

十八歳以上六十五歳未満の重度身体障害者を一時的に家庭介護ができないとき、七日を限度に更生援護施設にお預りします。入所の手続き、費用等については、住民福祉課福祉係におたずねください。